



愛媛県報

発行 愛媛県

平成21年4月7日金曜日 第2054号

◇ 目 次 ◇ 告 示

学校法人及び私立学校法第64条第4項の法人の行うことができる 収益事業の種類の改正.....	398
騒音環境基準地域の類型の指定の一部改正.....	398
指定自立支援医療機関の指定（2件）.....	398
都市計画の変更案の縦覧（4件）.....	399
道路の区域変更（県道六軒家石手線）.....	399
道路の供用開始（ " " ）.....	400
道路の供用開始（県道鳥井喜木津線）.....	400

告 示

○愛媛県告示第496号

私立学校法（昭和24年法律第270号）第26条第2項（同法第64条第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、学校法人及び私立学校法第64条第4項の法人の行う収益事業の種類（平成12年9月愛媛県告示第1273号）の全部を次のように改正し、告示の日から施行する。

この告示の施行の際現に収益事業の種類を寄附行為に記載している1に規定する学校法人等は、当該寄附行為に記載している収益事業を引き続き行う場合においては、この告示の規定にかかわらず、当該寄附行為を変更することを要しない。

平成21年4月7日

愛媛県知事 加戸守行

1 私立学校法第26条第1項（同法第64条第5項において準用する場合を含む。）の規定により愛媛県知事の所轄に属する学校法人及び同法第64条第4項の法人（以下「学校法人等」という。）の行うことのできる収益事業（当該学校法人等の設置する学校の教育の一環として又はこれに付随して行われる事業を除く。以下「収益事業」という。）は、2に掲げるものであって、次のいずれにも該当しないものでなければならない。

- (1) 経営が投機的に行われるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条各項（第2項及び第3項を除く。）に規定する営業及びこれらに類似する方法によって経営されるもの
- (3) 規模が当該学校法人等の設置する学校の状態に照らして不適当なもの

- (4) 自己の名義をもって他人に行わせるもの
- (5) 当該学校法人等の設置する学校の教育に支障のあるもの
- (6) その他学校法人等としてふさわしくない方法によって経営されるもの

2 収益事業の種類は、日本標準産業分類（平成19年11月総務省告示第618号）に定めるもののうち、次に掲げるものとする。

- (1) 農業、林業
- (2) 漁業
- (3) 鉱業、採石業、砂利採取業
- (4) 建設業
- (5) 製造業（武器製造業に関するものを除く。）
- (6) 電気・ガス・熱供給・水道業
- (7) 情報通信業
- (8) 運輸業、郵便業
- (9) 卸売業、小売業
- (10) 保険業（保健媒介代理業及び保険サービス業に関するものに限る。）
- (11) 不動産業（建物売買業及び土地売買業に関するものを除く。）、物品賃貸業
- (12) 学術研究、専門・技術サービス業
- (13) 宿泊業、飲食サービス業（料亭、酒場、ピヤホール、バー、キャバレー及びナイトクラブに関するものを除く。）
- (14) 生活関連サービス業、娯楽業（遊戯場に関するものを除く。）
- (15) 教育、学習支援業
- (16) 医療、福祉
- (17) 複合サービス事業
- (18) サービス業（他に分類されないもの）

3 収益事業の種類を寄附行為に記載する場合には、日本標準産業分類の名称を例として具体的に記載するものとする。

○愛媛県告示第497号

騒音環境基準地域の類型の指定（平成11年3月愛媛県告示第380号）の一部を次のように改正する。

平成21年4月7日

愛媛県知事 加戸守行

今治市及び新居浜市に係る関係図面を次のように改める。

（「次のように」は、省略し、改正後の関係図面は、愛媛県庁及び関係市の市役所に備えて一般の縦覧に供する。）

○愛媛県告示第498号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成21年4月7日

愛媛県知事 加戸守行

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
旭調剤薬局東店	東温市田窪字海稲1495番3	有限会社旭調剤薬局	薬局（育成医療・更生医療）	平成21年4月1日

久万調剤薬局ふれあいロード店	久万高原町久万1281 - 1	株式会社澤田薬局	薬局（育成医療・更生医療）	平成21年 4月1日
さくら薬局にこ丸店	新居浜市徳常町9 - 18	有限会社蝶野	薬局（育成医療・更生医療）	平成21年 4月1日

○愛媛県告示第 499 号

障害者自立支援法（平成17年法律第 123 号）第54条第 2 項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成21年 4 月 7 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
そうごう薬局三島店	四国中央市中之庄町284 - 1	総合メディカル㈱	薬局（育成医療・更生医療）	平成21年 4月1日

○愛媛県告示第 500 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第21条第 1 項の規定に基づき、次のように都市計画を変更したいので、同条第 2 項において準用する同法第17条第 1 項の規定により、その都市計画の変更の案を愛媛県庁及び西予市役所において告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供する。

平成21年 4 月 7 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 都市計画の種類及び名称

変 更 前	変 更 後
宇和都市計画道路 ・ 1・1 駅前通り線	宇和都市計画道路 3・5・3 駅前通り線

2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 追加する部分 なし
- (2) 削除する部分 西予市宇和町卯之町二丁目及び三丁目の各一部

○愛媛県告示第 501 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第21条第 1 項の規定に基づき、次のように都市計画を変更したいので、同条第 2 項において準用する同法第17条第 1 項の規定により、その都市計画の変更の案を愛媛県庁及び西予市役所において告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供する。

平成21年 4 月 7 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 都市計画の種類及び名称

変 更 前	変 更 後
宇和都市計画道路 ・ 小・2 郷別所線	宇和都市計画道路 3・6・4 馬場別所線

○愛媛県告示第 504 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成21年 4 月 7 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 追加する部分 西予市宇和町卯之町一丁目、二丁目及び神領の各一部
- (2) 削除する部分 西予市宇和町卯之町一丁目及び二丁目の各一部

○愛媛県告示第 502 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第21条第 1 項の規定に基づき、次のように都市計画を変更したいので、同条第 2 項において準用する同法第17条第 1 項の規定により、その都市計画の変更の案を愛媛県庁及び西予市役所において告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供する。

平成21年 4 月 7 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 都市計画の種類及び名称

宇和都市計画道路 7・5・5 栄町通り線

2 都市計画を定める土地の区域

西予市宇和町卯之町二丁目及び三丁目の各一部

○愛媛県告示第 503 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第21条第 1 項の規定に基づき、次のように都市計画を変更したいので、同条第 2 項において準用する同法第17条第 1 項の規定により、その都市計画の変更の案を愛媛県庁及び西予市役所において告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供する。

平成21年 4 月 7 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 都市計画の種類及び名称

宇和都市計画道路 7・7・6 馬場通り線

2 都市計画を定める土地の区域

西予市宇和町卯之町一丁目及び二丁目の各一部

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	六軒家石手線	松山市石手五丁目甲607番12地先から 同市石手五丁目甲610番 6 地先まで	旧	メートル 15.5～16.0	キロメートル 0.009	
			新	15.5～16.8	0.009	

○愛媛県告示第 505 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成21年 4 月 7 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	六軒家石手線	松山市石手五丁目甲607番12地先から 同市石手五丁目甲610番 6 地先まで	平成21年 4 月 7 日

○愛媛県告示第 506 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成21年 4 月 7 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	鳥井喜木津線	西宇和郡伊方町伊方越字城の首669番 3 から 同町伊方越字城の首720番 2 まで	平成21年 4 月 7 日